

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金へのご協力のお願い
（保育三団体協議会）…………… 1
- ◆ 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（厚生労働省等）…… 2
- ◆ 「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する
研究会報告書」が公表される（厚生労働省）…………… 3

◆令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金へのご協力のお願い（保育三団体協議会）

本ニュースNo.20-22（令和2年8月11日号）にて既報のとおり、令和2年7月豪雨により、保育所・認定こども園等にも被害があり、本会会員施設においても浸水や建物の破損等の被害が報告されております。

保育三団体協議会では、令和2年7月豪雨の災害救助法が発出された地域への支援のため、募金活動を開始いたしました。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願い申し上げます。

保育三団体被災地支援募金

募金期間：令和2年8月3日（月）～令和2年12月31日（木）

金融機関：みずほ銀行 麹町支店（店番号：021）

口座番号：普通預金 3053337

口座名義：保育三団体被災地支援募金

（ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

※ 令和2年7月豪雨にかかる義援金については、都道府県、指定都市または中核市との協議を行った上で、私立保育所に対する委託費から支出することが可能です。

※ 領収書の発行については、令和2年度保育三団体協議会事務局（日本保育協会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAX または E-mail 等でお知らせください。

（別添資料）

資料1 令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】

資料2 令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金 領収書発行依頼書

◆介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（厚生労働省等）

令和2年8月4日、厚生労働省等は標記事務連絡を各都道府県衛生主管部局等へ発出しました。

本ニュースNo.20-19（令和2年7月29日号）にて既報のとおり、保育所等に対して国から布製マスクを配布することが示されていましたが、マスクの入手が比較的容易になったことから、希望する施設への配布に変更されました。

なお、希望する場合には、各施設からの申請が必要です。申請方法等の詳細は、下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（厚生労働省ホームページから全保協事務局抜粋・一部編集）

○布マスクの配布について

3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

今後は、布マスクの配布を希望する介護施設等に配布することとしますので、希望する場合は厚生労働省まで申出を行ってください。

○配布枚数・回数

児童福祉施設は職員数分の配布となります。配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

○配布枚数・回数

Q. いつまで受け付けていますか？

A. 当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。

Q. 一つの法人で複数の事業所を経営しています。複数の事業所分まとめて申請することは可能でしょうか。

A. 施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いいたします。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

1

ホームページへアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、④電話番号、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

◆「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」が公表される（厚生労働省）

令和2年7月3日、厚生労働省は標記報告書（研究会座長：和洋女子大学人文学部教授 矢萩恭子氏）をホームページに公表しました。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条の規定に基づき都道府県・政令指定都市・中核市が実施する保育所への指導監査については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条において、年1回以上の実地検査を行うこととされています。一方で、一部の都道府県等においては、実地検査の実施率が必ずしも高くない状況にあることが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を果たしつつ、効率的かつ効果的に保育所指導監査を行うための都道府県等における取り組みの検討に資するよう、今般、平成 31 年度子ども・子育て支援対策推進事業として、「保育所の指導監査における効果的・効率的な取組に関する調査研究事業」を実施し、「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」が取りまとめられました。

昨年度実施された本研究事業の検討会議には、本会から奥村尚三副会長が構成員として参画し、会員施設から寄せられた保育所指導監査に関する意見を取りまとめ、発言するとともに、自治体の指導監査の事例に対し、保育現場の視点から要望事項や意見を述べるなど、積極的に対応してきました。

報告書には、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を担保しつつ、自治体・保育所双方での事務負担軽減による効率化を図るため、都道府県等において実際に行われている取り組みの事例が掲載されています。また、自治体の取り組みに対して保育現場からの意見や、保育現場の意見から想定される都道府県等において検討すべき留意点を紹介しています。

会員の皆さまにおかれては、スムーズな保育所指導監査の実施のために、引き続き自治体とのコミュニケーションを図り、その際の参考として本報告書をご活用いただくようお願いいたします。

報告書の本文、参考資料は、下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739_00004.html